

円滑な食品アクセスの確保について

令和8年9月
農林水産省

目次

1	食品アクセスとは	p.1
2	円滑な食品アクセスの確保に向けた全体的な動き	p.2
3	買物困難者の現状	p.3
4	買物困難者に関する地域の実践例	p.4
5	関係省庁を含めた買物困難者対策	p.6
6	経済的理由により十分な食料を入手できない方々の現状	p.7
7	日本の食品ロスの状況	p.8
8	食支援活動の現状	p.9
9	食品寄附のフローについて	p.10
10	経済的アクセスの確保に向けた対策への対策	p.11
11	経済的アクセスの確保に向けた地域の実践例	p.13
12	経済的アクセスの確保に向けた民間の実践例	p.15
13	フードバンクオープンリストについて	p.17
14	フードバンク認証制度	p.18
15	食品寄附の実践	p.19
16	食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ	p.22
17	「食の環（わ）」プロジェクトに向けた施策の全体像	p.23

参考資料

1. 食品アクセスとは

食料・農業・農村基本法改正の背景

- これまでは、国として、食料の総量を確保すれば、消費者の購買力を背景とした食品流通の発達により、国内に広く食料を行き渡らせることが可能との考え方に立っていた。
- 「食料安全保障」については、国際的には、食料の供給総量確保や不測時対応にとどまらず、「国民一人一人が健全な食生活を享受できること」を位置付けることが主流。
- こうした中で、我が国においては、人口減少・高齢化や、経済成長の停滞と並行して、**平時における食料安全保障上のリスクが顕在化**。

物理的アクセスの課題

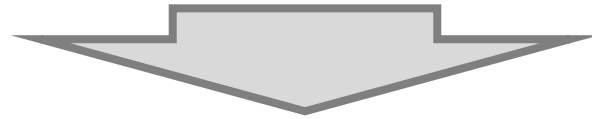
高齢化や単身世帯の増加、地元小売業の廃業、既存商店街の衰退等により、過疎地域のみならず都市部においても、高齢者等を中心に**食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる方**（いわゆる「買物困難者」）が増えてきている。

経済的アクセスの課題

低所得者層の割合が増加し、経済的理由により十分な食料を入手できず、健全な食生活が実践できていない者の割合が増加していると考えられる中、**食料の寄附が円滑に行われるための環境整備が十分でない**。

2. 円滑な食品アクセスの確保に向けた全体的な動き

- 具体的な食品アクセスの問題については、地域によって様々であり、その地域の実情に応じて取り組んでいく必要があるところ、
 - ①買物困難者に関しては、地域・農村活性化、ラストワンマイル物流、地域交通、中心市街地・商店街活性化、過疎問題等
 - ②経済的理由により十分な食料を入手できない方々に関しては、社会保障制度、児童福祉やこども支援、食ロス削減、食育等と密接に関係することから、**関係省庁が連携して、食品アクセス問題に係る実態把握をしつつ、地域の取組を支えていくことが重要。**



- 2024年に改正された食料・農業・農村基本法において、**国は、地方公共団体、食品事業者等と連携し、物理的・経済的要因にかかわらず、円滑な食品アクセスの確保が図られるよう、食料を円滑に提供するための環境整備等を講ずるものとする**旨規定されたところ。

参考：食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）（抄）

（食料の円滑な入手の確保）

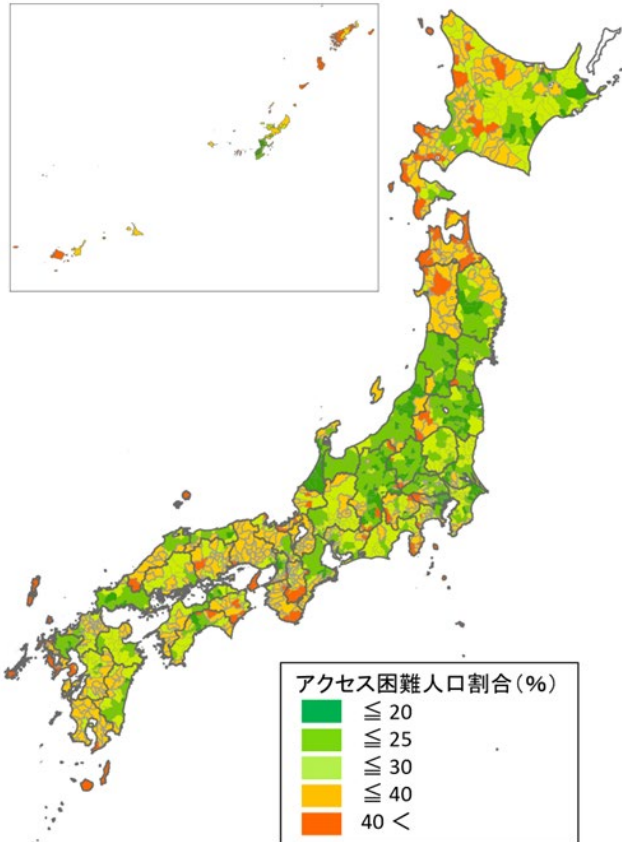
第十九条 国は、地方公共団体、食品産業の事業者その他の関係者と連携し、地理的な制約、経済的な状況その他の要因にかかわらず食料の円滑な入手が可能となるよう、食料の輸送手段の確保の促進、食料の寄附が円滑に行われるための環境整備その他必要な施策を講ずるものとする。（新設）

3. 買物困難者の現状

- 高齢者等を中心に、食料品の購入に不便や苦勞を感じる方が増加。
- 買物困難者（アクセス困難人口※）は、**我が国65歳以上人口の約26%、904万人**。近年は都市圏でも急増。

※ スーパー等の店舗まで500m以上かつ自動車利用が困難な65歳以上高齢者、2020年時点。

○ 買物困難者の存在状況



出典：農林水産政策研究所公表「食料品アクセスマップ（2020年・市町村別）」
https://www.maff.go.jp/primaff/seika/fsc/faccess/a_map.html
 注：市町村の65歳以上の人口に占める食料品アクセス困難人口の割合

○ 買物困難者の推移

	2020年	（参考）		
		2005年	2010年	2015年
全国計	9,043	6,788	7,332	8,246
三大都市圏	4,141	2,621	3,067	3,776
東京圏	2,037	1,244	1,548	1,982
名古屋圏	787	514	563	609
大阪圏	1,317	862	956	1,185
地方圏	4,902	4,168	4,265	4,470

出典：農林水産政策研究所「2020年食料品アクセス困難人口の推計結果」
 注：2020年と2015年以前はデータが異なるため連続しない。

○ 対策を必要としている市町村の割合 89.3%

注：アンケートに回答した1,238市町村中1,106市町村が「対策が必要」うち

既に対策を実施	74.1%
実施を検討中	3.8%
実施していない	22.1%

出典：「令和7年度「食品アクセス問題（買物困難者）」に関する全国市町村アンケート調査結果」
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/access_genjo.html

4. 買物困難者に関する地域の取組例①

(実施主体) 地域共創型生活プラットフォーム協議会 <鳥取県米子市>

(取組概要) 公民館とインターネットサービスを組み合わせ、高齢者の地元の馴染みのお店からの買物を支援

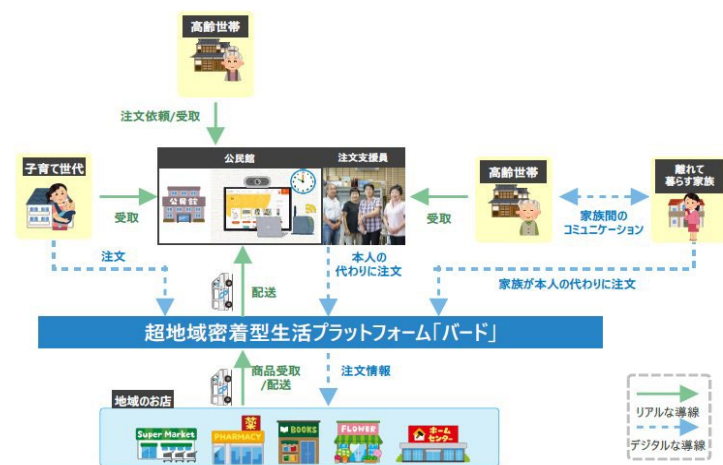
(支援事業名) 生鮮食料品等サプライチェーン緊急強化対策事業 (令和4年度農林水産省補正予算)

●課題・背景

- 鳥取県では、少子・高齢化に加え、スーパーの閉店・撤退が相次いでおり、買物困難者対策が重要な課題に。
- 今後も人口減少・高齢化が進むことが見込まれる中、持続可能な買物環境を構築する必要。
- 事業初年度 (令和5年度) においては、「米子市DX推進計画」を推進する米子市と、地元のシステム開発会社等が協働し、公民館とインターネットサービスを組み合わせ「新たな買物環境」を構築するための実証事業を実施。

●取組内容

- 米子市内の3つの公民館に「注文支援要員」を配置。
「注文支援要員」は、公民館を訪れた高齢者等が、超地域密着型生活プラットフォーム「バード」のサービス (ネットモール「トリスト」) を活用し、地元の馴染みのお店の商品をインターネットで注文できるよう、サポート。
- 注文された商品は、注文者の希望日・時間帯に公民館に配送。
- 公民館に配送された商品の引渡しについては、顧客が自分で直接受取に行く方法のほか、地域ボランティア等との協力により顧客の自宅まで届ける「ラストワンマイル配送」の構築についても検討。



●取組成果・今後の方針

- 初年度は、配送経費削減はできなかったものの、事業参加者が買物に要する時間を70%削減することができた。
- 他方、事業参加者 (公民館来訪者) は少数にとどまった (高齢者にとってインターネットでの買物には心理的ハードル) 。
- 事業2年目 (令和6年度) は、1年目の成果も踏まえつつ、鳥取県岩美町において、インターネット注文のみならず商品カタログを見ながら電話やFAXで注文できる方式も導入すること等により、高齢者がより買物しやすい環境の構築を目指す。

4. 買物困難者に関する地域の取組例②

(実施主体) ^{よしえんぎむら}吉縁起村協議会 <岡山県真庭市>

(取組概要) 無人キャッシュレスのスマートストアの設置や高齢者が買い物等で利用できるデマンド交通（バス）の実証

(支援事業名) 農村型地域運営組織（農村RMO）モデル形成推進事業 他

●課題・背景

- 小学校廃校、郵便局廃止を背景に、令和元年に「地域おこし隊吉縁起村」を結成。農村RMOを中心に各省庁の事業を横断的に活用し、デジタル技術を積極的に導入。地域の拠点施設である「立寄処」の利便性を向上させることで、あらゆる世代の生活の質の向上、農産品・特産品の販売による収益の確保、耕作放棄地の再生等に取り組む。
- 高齢者の買い物等の支援としてデマンド交通による送迎を実施。

●取組内容

<スマートストアの設置、商品配送体制の実証>

- 地域商店やデマンド交通のみでは、様々な年代の買い物需要や要望に十分対応できない状況。



- 無人キャッシュレスストアを設置し、24時間営業することで利便性が向上。
- 1店舗のみの運営では採算が取れないために多店舗展開を同時に検討。



- 新たに市街地へ3店舗出店。あわせて地域農産品を用いた新商品を開発。
- 協議会構成員運行のデマンド交通による貨客混載を検討。



- 手作り弁当や手芸品など地域特産品等の出荷体制の構築を実証。
- 事業者等による配送を補完し運営を強化するため、市街地で活動する地域団体や県立高校、障がい者福祉施設、デマンド交通、大学と広域連携ネットワークを構築し、4店舗の商品流通の仕組みを構築。



●取組成果

- 広域的な各種団体との連携により、令和7年3月から無人キャッシュレスストア「スマート♡吉縁起村」4店舗を運営。
- 事業者等による配送と広域連携ネットワークを組み合わせ、スマートストアの商品配送体制を構築。

5. 関係省庁を含めた買物困難者対策

- 買物困難対策は「流通と顧客を如何に接近させるか」が課題。対策として、①店を作る、②店への交通手段を提供する、③店を届ける、④商品を届けるの4タイプの取組。
- 農林水産省が毎年地方自治体に行っているアンケート等を基に**対策を働きかけ**。

買物困難者対策の類型と手法の具体例

関係省庁の支援策の例

対策の類型	手法の具体例	府省名	支援策の例
①店を作る	・ マイクロスーパー ・ コミュニティストア (地方有志による空き店舗活用)	内閣府・内閣官房	○ 地域未来交付金 ・ 地方創生に資する地域の交流拠点施設を整備し、生活利便性向上のため、買物困難者に対する移動販売等を行う場合などに、拠点施設の整備などを支援。
		総務省	○ 過疎地域持続的発展支援交付金 ・ 過疎地域等における集落ネットワーク圏において地域住民が中心となって形成した地域運営組織等が行う買物支援バスの運行などの取組を支援。 ・ 過疎市町村がICT等技術を活用して行うデマンド交通実証事業等の取組を支援。
②店への交通手段	・ 買物支援バス ・ 乗合タクシー	国土交通省	○ 「交通空白」の解消等に向けた地域交通のり・デザインの全国展開 ・ 『「交通空白」解消に向けた取組方針2025』に基づき、集中対策期間における全国約2,500の「交通空白」解消に向けた、地方公共団体や公共交通事業者等による地域の実情に応じた移動手段の確保・維持の取組を支援。 ○ 物流効率化推進事業 ・ 複数の荷主・物流事業者等が連携した流通業務の総合化・効率化の取組（輸送網の集約、モーダルシフト、配送の共同化等）について、①物流効率化法に基づく「総合効率化計画」の策定経費（協議会の開催等）や、②認定された「総合効率化計画」に基づき事業継続へのコミットメントが確保された取組に関する初年度の運行経費を支援。 ・ ①、②のうち、省人化・自動化機器の導入等の計画策定や実際に当該機器を用いた運行には、補助額上限の引上げ等を実施。
③店を届ける	・ 移動販売車 ・ 公民館などへの出張販売		○ ラストマイル配送効率化促進事業 ・ 荷主・物流事業者・地方自治体等の多様な主体が連携しながら、物流負荷の軽減に向けた受取拠点の整備、貨客混載・共同配送の推進、ドローン等の活用などを図る先進的な取組を支援。
④商品を届ける	・ 宅配 ・ 御用聞き ・ 買物代行サービス ・ ドローン配送	農林水産省	○ 農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)のうち農村型地域運営組織形成推進事業 ・ 中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、複数集落の機能を補完する農村RMOの形成を推進するため、むらづくり協議会等が行う実証事業のほか協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等を支援。 ○ 持続可能な食品等流通対策事業のうち物流生産性・食品アクセス向上推進事業 ・ 食品流通業者等の関係者が取り組む買物困難者の食品アクセスの確保につながる取組のほか、ラストワンマイル配送等に必要な設備・機器等の導入を支援します。

6. 経済的理由により十分な食料を入手できない方々の現状

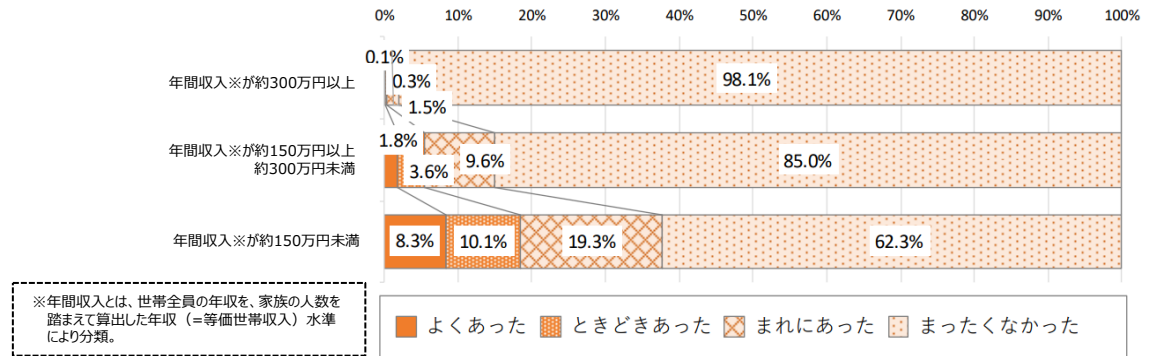
- 低所得者層の増加により、経済的理由で十分な食料が確保されず、健全な食生活が実践できていない家庭が増加していると考えられる。

所得金額階級別世帯数の相対度数分布の変化



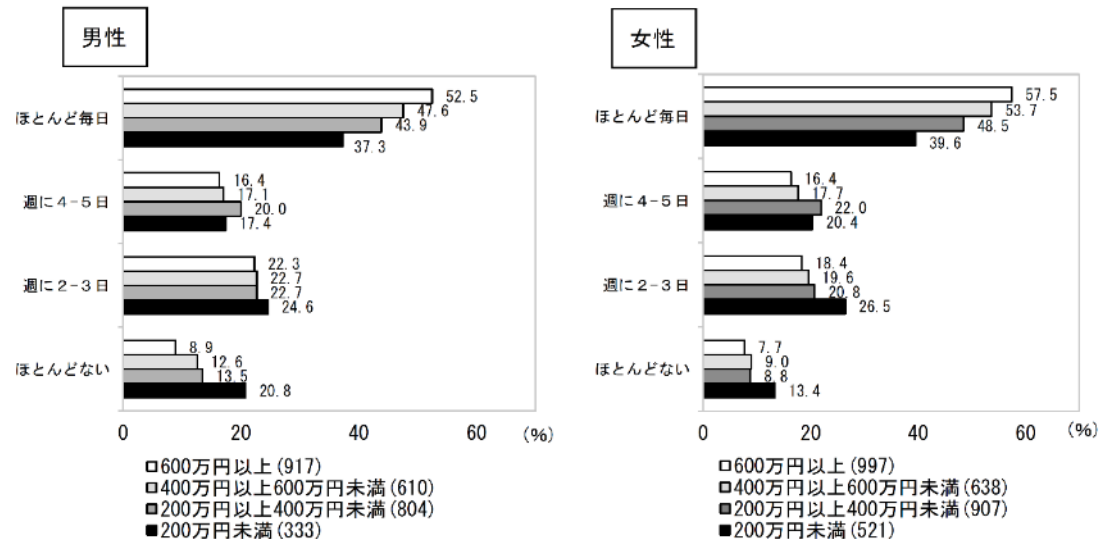
出典：「国民生活基礎調査」（厚生労働省）を基に農林水産省作成

経済的な理由で家族が必要とする食料が買えなかった経験（収入水準別）



出典：「令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書」（内閣府）を基に農林水産省が修正を加えたもの

所得と主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の頻度の状況（20歳以上）



出典：「平成30年国民健康・栄養調査報告」（厚生労働省）

7. 日本の食品ロスの状況（令和6年度推計値）

○ 日本の「食品ロス量」のうち、事業系食品ロス量は令和6年度には、約237万トンと推計。

日本の「食品ロス量」

約461万トン



事業系

約237万トン



家庭系

約224万トン



国民1人当たり食品ロス量

1日 約102g

年間 約37kg

資料：食品ロスによる経済損失及び温室効果ガス排出量の推計（消費者庁）

未利用食品等まだ食べることができる食品が、製造・流通段階で約24万トンあると推計されている

※食品ロスの中には、飼料、肥料等に再生利用されているものを含む。

出典：

食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227_4.html

食品ロス削減目標達成に向けた支援策パッケージ（令和5年12月22日）

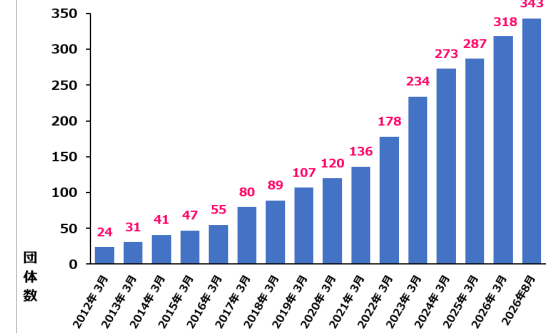
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/conference/assets/consumer_education_cms201_231222_010.pdf

8. 食支援活動の現状

- 経済的理由により十分な食料を入手できない方々への食の支援のために自主的な取組として広がっているのが、フードバンクやフードドライブ、フードパントリー、こども食堂、こども宅食、コミュニティフリッジなどである。
- いずれも、未利用食品等を活用し、必要な方々に無料・安価で当該食品を提供する活動である。
- リーマンショックや、東日本大震災などの大災害、コロナ禍などを経て、食の支援のニーズが高まっており、こうした支援団体の数が増加傾向にある。

フードバンク

- ・ 食品事業者の製造過程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体。 国内のフードバンク団体数
- ・ **2002年**に、セカンドハーベスト・ジャパンが日本で初めてフードバンクを開始。
東日本大震災以降、団体数が増加。
- ・ 2026年 8月現在、農林水産省が活動を把握しているフードバンクは**343団体**。



※ 農林水産省のウェブページへ掲載希望のあったフードバンク団体数

フードドライブ

- ・ 個人が家庭の余剰食品をスーパー等の回収拠点に持ち寄り、寄附する活動。
取組例：ファミマフードドライブ 全国約5,000店舗（国内店舗の約3割）で実施。
店舗に回収ボックスを設置し、地域の協力パートナーが月1～数回集荷。

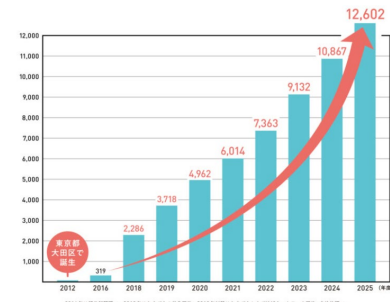
フードパントリー

- ・ 寄附食品を最終受益者に直接提供する活動。
取組例：板橋区街かどフードパントリー 「ひとり親家庭などの生活がお困りの方」を主な対象として
月に1回、板橋区情報処理センター及び板橋区赤塚健康福祉センターで食品を配布。

こども食堂

- ・ こどもたちを中心に無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らん、共食の場を提供する団体。
- ・ **2012年**に、東京都大田区の「気まぐれ八百屋だんだん」の取組が始まり。
- ・ 2025年度現在、こども食堂は全国で**12,602か所**（民間調べ）。コロナ禍で団体数が顕著に増加。

こども食堂全国箇所数



こども宅食

- ・ 支援を必要とする子育て家庭に定期的に食品を届ける活動。
- ・ 東京都文京区が5つの非営利団体との協働で**2017年**に150世帯を対象にスタート。
- ・ 2026年 5月末現在、こども宅食を実施している団体数は全国で**276団体**（民間調べ）。

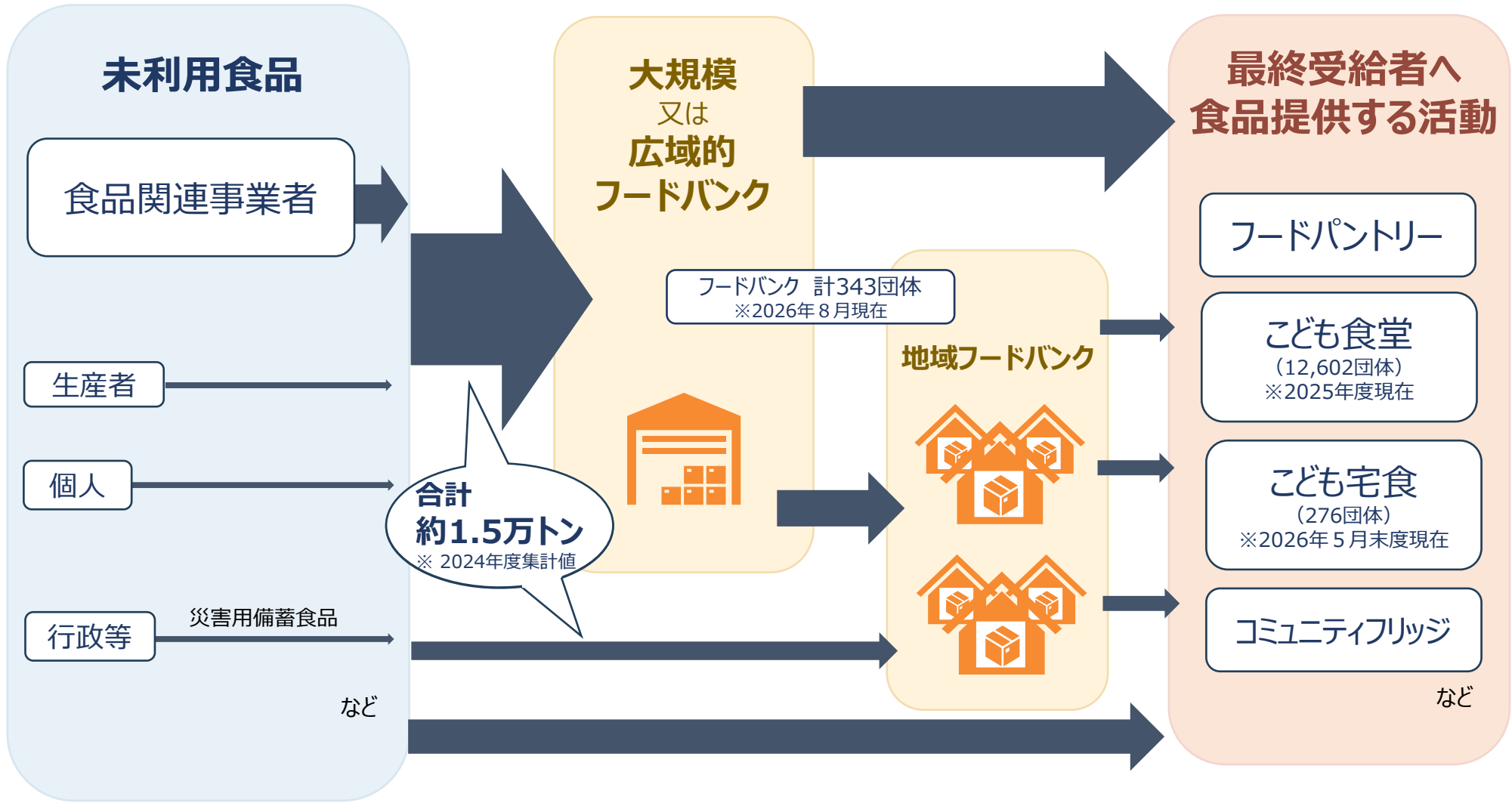
コミュニティフリッジ

- ・ 公共施設等に設置された冷蔵庫から、寄附された食品を必要とする人が自由に受け取れる仕組み。
取組例：北長瀬コミュニティフリッジ 事前に利用登録を行った「子育て中で食品支援が必要な家庭」を主な対象として、駐車場に直結した無人運営の倉庫スペースに設置された冷蔵庫から24時間人目を気にせず食品を受領。

出典：むすびえウェブページより

9. 食品寄附のフローについて

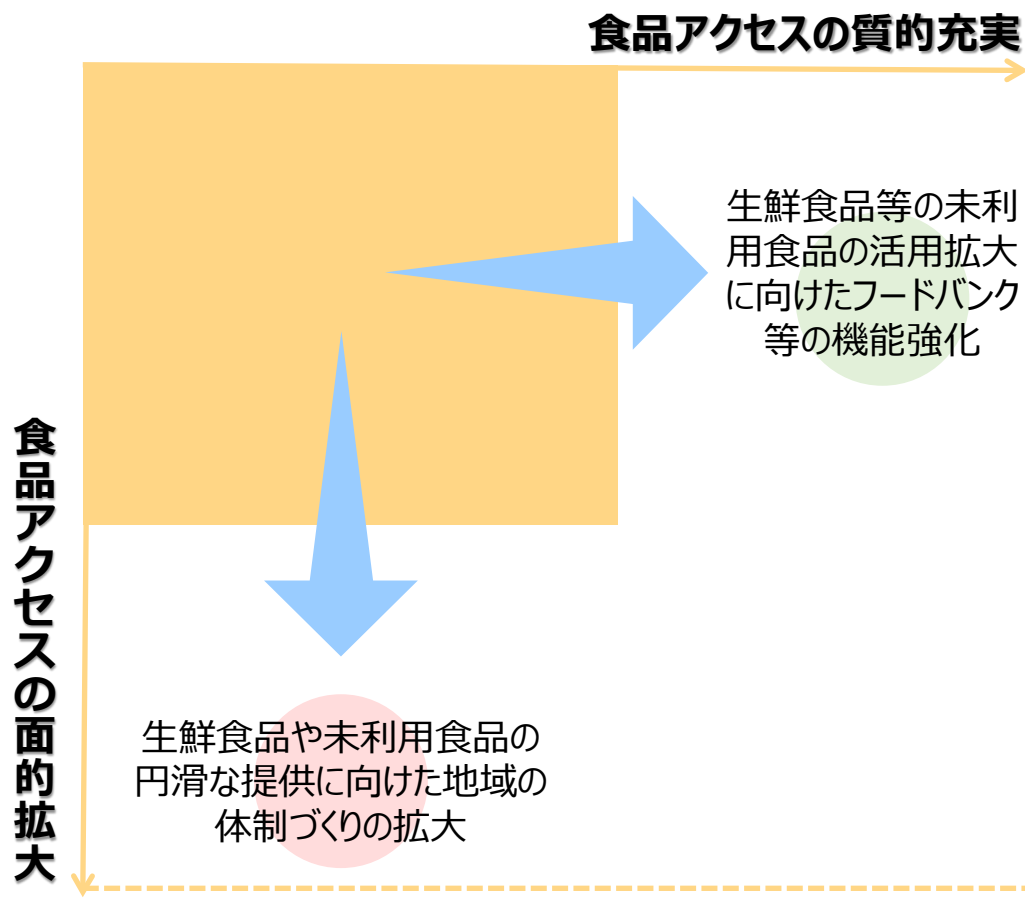
○ 食品関連事業者や個人からの食品寄附が、フードバンクやこども食堂を通じて食料を必要としている方々に届けられている。



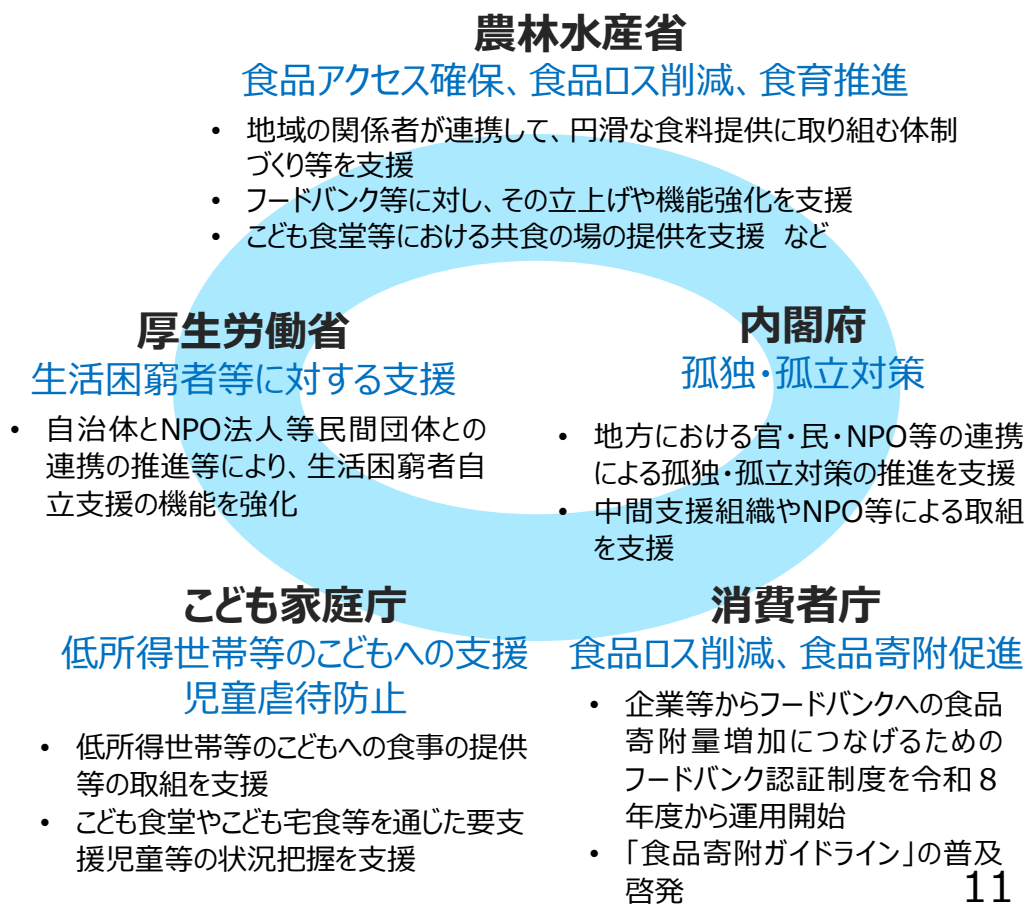
10. 経済的アクセスの確保に向けた対策①

- 経済的アクセスの確保に向けた対策については、面的な広がりに加え、健全な食生活に向けた質的な充実も求められている。
- また、関係省庁では、経済的アクセスの確保に向けた様々な支援を実施していることから、関係省庁で連携して現在の取組を効果的に実行できるよう協力することが重要。

経済的アクセスの確保に向けた対策のイメージ図



経済的アクセスの確保に向けた主な支援策

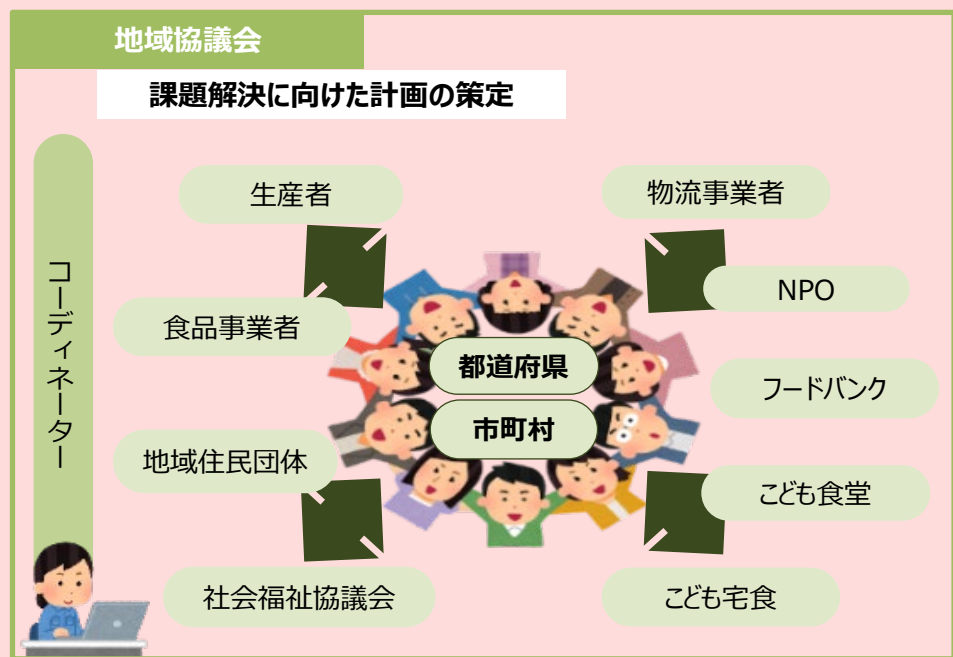


10. 経済的アクセスの確保に向けた対策②

- 農林水産省としては、フードバンクやこども食堂等の活動への支援のほか、フードバンクやこども食堂等への多様な食料の提供に向けて、地方公共団体、食品事業者、社会福祉協議会等の地域の関係者が地域の実情に応じて取り組む体制づくりへの支援を実施。

面的拡大

(生鮮食品や未利用食品の円滑な提供に向けた地域の体制づくりの拡大)



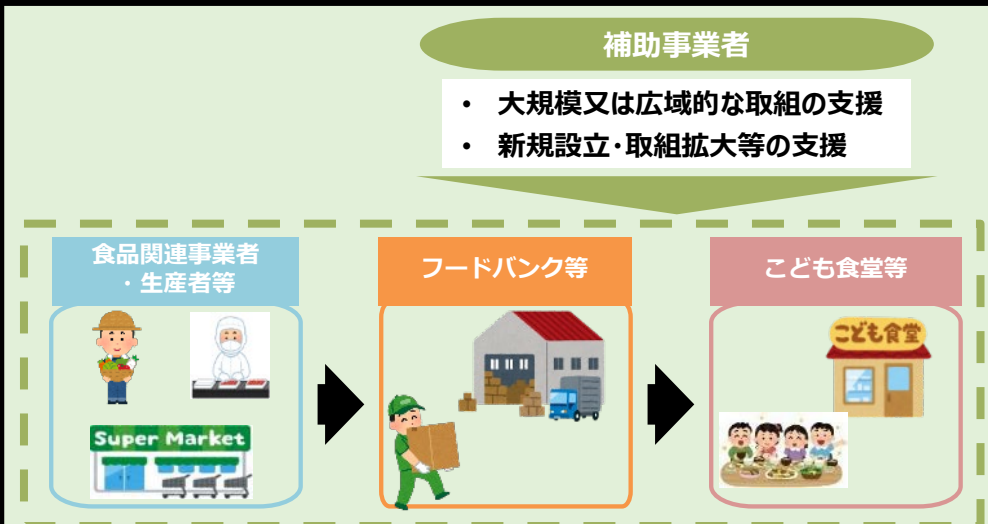
その他、

- ・ 食品提供に係る税制上の取扱いを整理（全額損金算入）（国税庁）
- ・ 食品寄附の信頼性向上に向けた「食品寄附ガイドライン」を周知（消費者庁）

地域の体制づくり支援を通じて、「食品アクセスの確保に取り組む地域」を創出・全国展開

質的充実

(フードバンク等による食品の質・量の充実にに向けた機能強化の取組の拡大)



その他、

- ・ フードバンクやこども食堂等に食育の一環として政府備蓄米を無償交付（農林水産省）
- ・ 地方公共団体が実施する食品ロス削減推進の取組として、フードバンクやフードドライブ活動等を支援（消費者庁）
- ・ こども食堂やこども宅食等を通じて要支援児童の状況把握等を支援（こども家庭庁）
- ・ 自立相談支援機関等とNPO法人等民間団体との連携の推進等により、生活困窮者自立支援の機能を強化（厚生労働省）

フードバンク等への活動支援を組み合わせながら、フードバンク等の取組を拡大

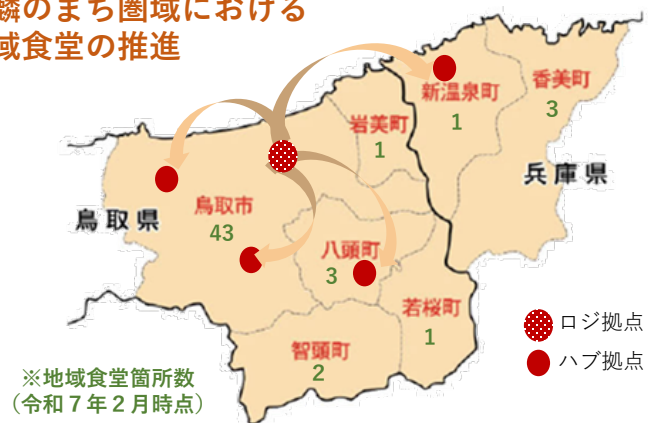
11. 経済的アクセスの確保に向けた地域の取組例①

- 食品アクセスの状況や取組は地域によって差があるため、地域がそれぞれの課題に対応した形で取組を進める必要があり、地域の関係者が連携して組織する協議会の設置やコーディネーターの配置、現状・課題の調査、課題解決に向けた計画策定などを支援している。

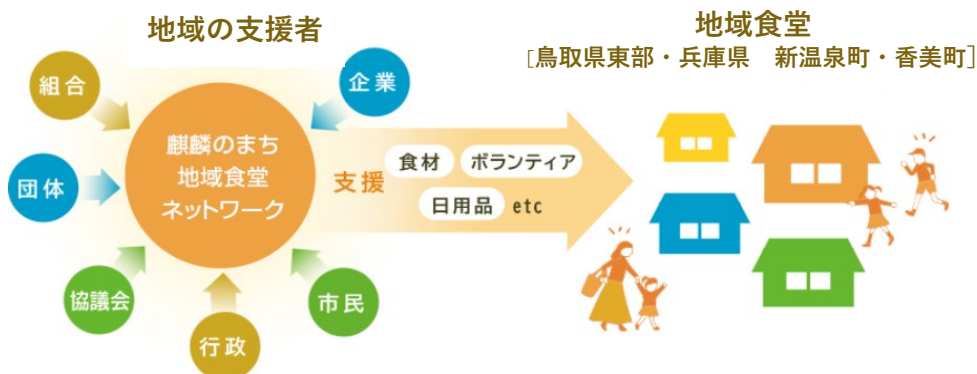
鳥取市における事例概要（農林水産省：令和5年度補正予算「食品アクセス緊急対策事業」）

取組内容

麒麟のまち圏域における
地域食堂の推進



鳥取市と周辺4町、隣接の兵庫県2町で「麒麟のまち連携中枢都市圏」を形成。圏域全体の地域食堂への支援と推進体制を構築。



地域食堂ネットワーク

（官民連携による地域食堂への支援）

地域食堂が継続的・安定的に運営を行うため、運営団体、支援団体、行政が連携し、互いに支え合う仕組みを構築。（54食堂、63支援団体、7市町が参画。）

- 【活動】
- ・ 寄附や提供食材等の共同管理、ボランティア等の人材確保の支援
 - ・ 情報交換会の開催及び活動の情報発信
 - ・ 衛生管理に関する講習会の開催や衛生用品の無償提供
 - ・ 感染防止・衛生管理ガイドラインの作成
 - ・ 立上げに関する支援 ほか

11. 経済的アクセスの確保に向けた地域の取組例②

- フードバンク・こども食堂等への食品の提供を円滑にするため、地域で連携する体制や仕組みづくりが地方自治体を中心に始まっている。

福岡県における事例概要

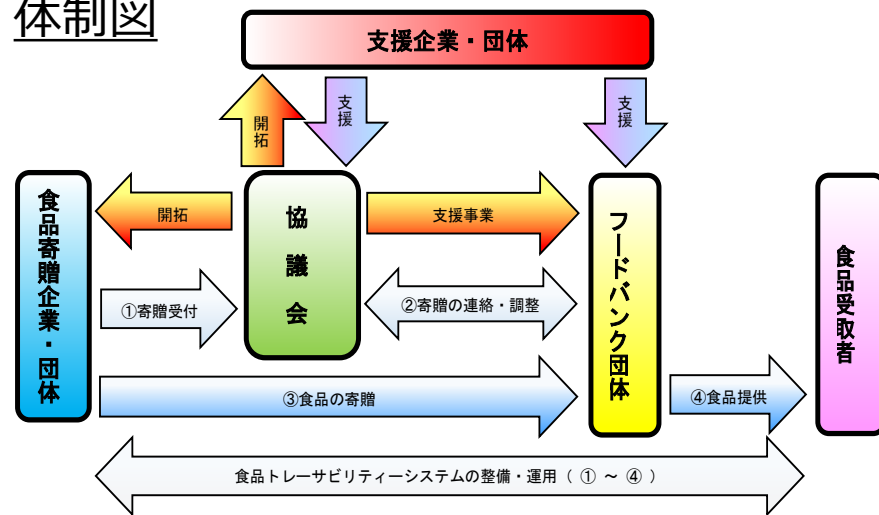
目的・課題

- フードバンク団体の立上げ・運営ノウハウの不足、食品の配送体制の未整備、食品の品質管理への不安といったことが課題。
- この課題を解決するため、関係者の連携体制を構築し、フードバンク活動の普及促進を図ることが目的。

取組内容

- 2016年度に、民間団体が有する食品企業との取引関係や配送・保管ルートを活用した**フードバンクのモデル事業を実施**。2017年度に、食品の品質管理や衛生管理及び関係者との合意形成等を取りまとめた「フードバンク活動ガイドライン」を策定。
- 2018年度には県等が支援し、県内のフードバンク団体をサポートする**（一社）福岡県フードバンク協議会が設立**。協議会にはフードバンク団体のほか、生協や農協が参画。食品寄贈企業の新規開拓、寄贈された**食品の県内各フードバンク団体への配布**など、関係者間の調整を担う。
- 2023年度に、県内の企業・団体の積極的な参加を促進するため、「フードバンク・フードライブ活動啓発パンフレット」を策定。

体制図



出典：福岡県提供資料、日本生活協同組合連合会ウェブサイト、フードバンクくるめウェブサイトより抜粋



エコーブ太宰府支所での
フードバンク活動の様子



フードバンクくるめでの
食品配布会の様子

12. 経済的アクセスの確保に向けた民間の取組例①民間企業の例

○ フードバンク・こども食堂等への食品の提供を円滑にする取組は、民間事業者においても行われている。

株式会社ハローズにおける取組事例

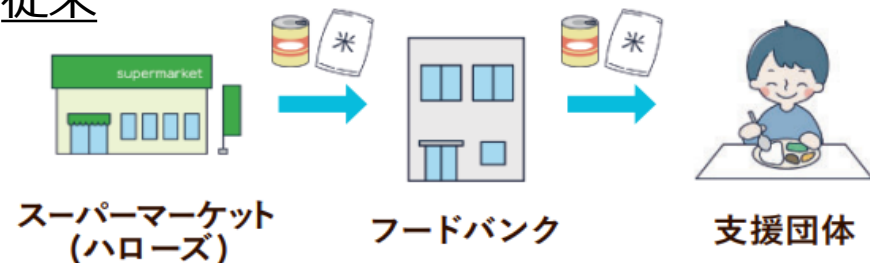
ハローズモデルとは

- 2016年に株式会社ハローズが導入したモデルで、フードバンクと契約しているこども食堂等の**支援団体**（こども食堂のほか、障害者就労支援施設、社会福祉協議会等）が、**近くの店舗に直接食品を引き取り**に来る仕組み。
- 岡山県内では、株式会社ハローズの呼びかけにより、80%近くのスーパーがハローズモデルを活用。
- スーパー以外（一部のドラッグストア・食品問屋等）でも、商品の提供を実施。

メリット

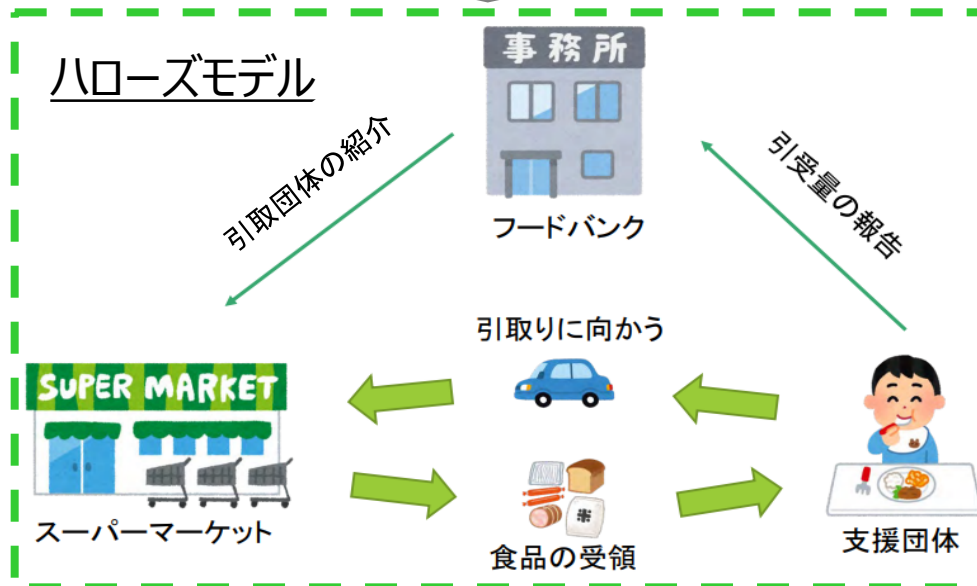
- 支援団体が近くの店舗に直接食品を引き取りに来るため、**消費期限が短い食品の提供が可能**。
- 賞味期限・消費期限の短い食品の提供が可能のため、**農産物など比較的早く傷んでしまう食品の提供が可能**。
- 食品の輸送時間や輸送費の削減が可能。

従来



出典：令和2年度食品ロス削減推進大賞・大臣賞（株式会社ハローズ）より抜粋

ハローズモデル



出典：第6回食品産業もったいない大賞 フードバンク提供促進の先進的な取組（株式会社ハローズ）より抜粋

12. 経済的アクセスの確保に向けた民間の取組例②フードバンクの例

- フードバンク間の広域的な連携に係る取組等に対して支援。

新潟県フードバンク連絡協議会における取組事例 (農林水産省：令和5年度当初予算「食品ロス削減総合対策のうちフードバンク活動支援事業」)

課題・背景

- 長期化したコロナ禍や物価高騰の影響等で、社会的孤立や経済的困難に陥ったひとり親家庭等生活困窮世帯が急増したまま固定化し、食料支援の需要が高止まり状態となっている。これらに対応するための活動資金や寄贈食品の確保が課題。
- 食品企業等からの未利用食品の提供拡大を図るため、食品管理の高度化や大量ロットの受入能力の向上に向けて、協議会に加盟する地域フードバンクとの包括的連携強化を図るとともに、地元行政・食品企業等との連携体制の構築・強化を図ることが必要。



協議会の加盟団体

取組内容

- 同協議会は、食品企業等からの大口寄贈を、地元企業との協働により一括受入を可能にしたことで、個々の団体では受入が困難な大量ロットへの対応を図るとともに、地域フードバンクやこども食堂、個人世帯等の提供先に対して、適正な分配が行われるような体制を構築。
- 同協議会に加盟する主要な地域フードバンクの拠点に、補助金により一括賃借した食品一時保管倉庫や冷蔵冷凍庫、玄米保冷库や運搬用車両を共有して、効率的に必要な団体が利用する体制を構築するなど、加盟団体26組織が一体となって食品受入能力を強化。
- 加盟団体と情報交換会を頻繁に行い、食品の取扱いや適正分配の知見共有、食品衛生管理の研修やファンドレイジング講座を行うことで、運営基盤の底上げを実施。



食品の仕分け作業の様子

13. フードバンクオープンリストについて

- 食品寄附者とフードバンクとのマッチングを促し、食品寄附者からフードバンクへの未利用食品の提供拡大につなげることを目的として、農林水産省へ掲載希望のあったフードバンクの活動情報を取りまとめ、「フードバンクオープンリスト」として農林水産省ホームページにて公表。（令和8年8月時点343団体）

（掲載例）

No.

都道府県

市町村

〇〇県

〇〇市

(1) 基本情報

団体名称

〇〇フードバンク

郵便番号

〒000-0000

住所

〇〇〇〇

電話番号

000-000-0000

FAX

000-000-0000

メールアドレス

〇〇〇〇

ホームページURL

http://www.〇〇〇〇.html

(2) 理念・活動情報

基本理念

〇〇〇〇

主な活動内容

〇〇〇〇

団体の設立年

〇〇〇〇年

フードバンク活動の開始年

〇〇〇〇年

法人格の取得の有無

有

(3) 取扱・受入条件等に関する情報

主な取扱品

加工食品（常温）、加工食品（冷凍・冷蔵）、農産物、清涼飲料

特に求めている品目

・主食やおかずなど食事に直結するもの

・調理済みですぐに食べられる加工食品

・食事として栄養バランス向上に資するもの

・個人（世帯）でそのまま受取・利用しやすいもの

受入条件

賞味期限切れは受入していませんが、期限までの残り日数は柔軟に検討します。

受入可能日

平日9:00～16:00

駐車可能な車両のサイズ

10トン車まで可。

冷蔵・冷凍設備の所持の有無

冷蔵900L・冷凍250L

主な提供先

・児童養護施設、母子生活支援施設、障がい者施設、生活困窮者支援団体等、フードパントリーなど

・生活困窮の個人・世帯への直接支援

(4) 食品取扱量等に関する情報

食品取扱量（単位：トン）

年度

全体

うち、他のフードバンクからの受入量

うち、野菜の取扱量

野菜の時期・品目

令和元（2019）年度

-

-

令和2（2020）年度

-

-

令和3（2021）年度

-

-

-

通年を通して多品目を受入

令和4（2022）年度

1,000

0

100

通年を通して多品目を受入

令和5（2023）年度

1,000

0

100

通年を通して多品目を受入

令和6（2024）年度

1,000

0

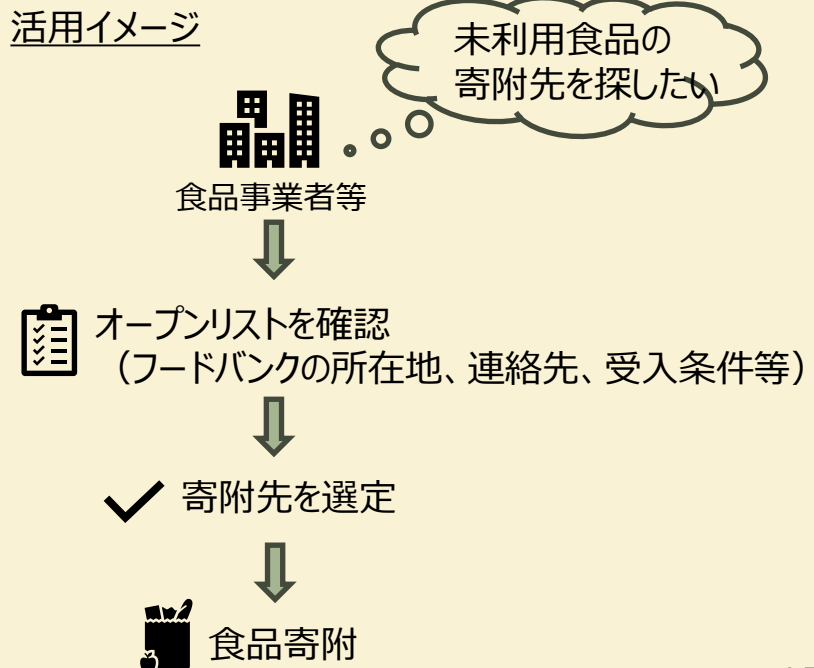
100

通年を通して多品目を受入

掲載内容

- ・ 基本情報（団体名称、住所、電話番号 等）
- ・ 理念・活動情報
- ・ 取扱・受入条件に関する情報
- ・ 食品取扱量に関する情報など

活用イメージ



14. フードバンク認証制度

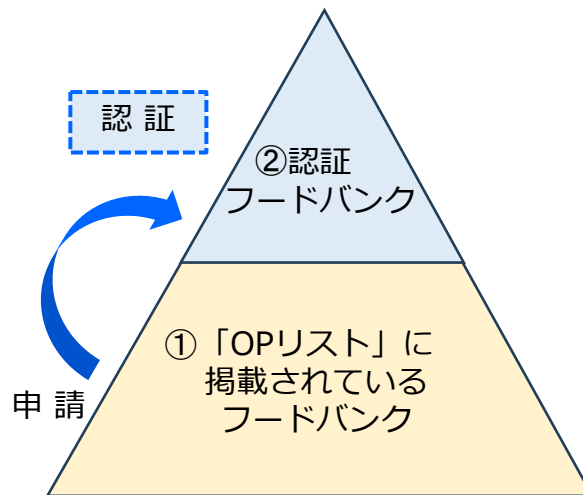
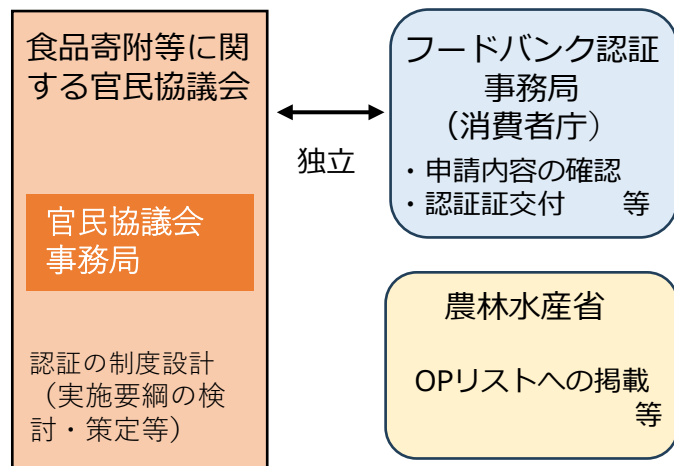
<目的>

一定の管理責任を果たすことができるフードバンクを認証することにより、食品寄附への社会的信頼を高め、企業等からフードバンクへの食品寄附の拡大につなげることを目的とする。

<概要>

- ① 希望するフードバンクが団体の情報を申請し、一定の手続を経て「フードバンクオープンリスト」（以下「OPリスト」という。）に掲載後、公表。
- ② ①の「OPリスト」に掲載されているフードバンクの申請に基づき、食品寄附ガイドラインを基に作成された審査基準に則り一定の管理責任を果たすことができるフードバンクを認証する（以下「認証制度」という。）。

認証制度のイメージ図



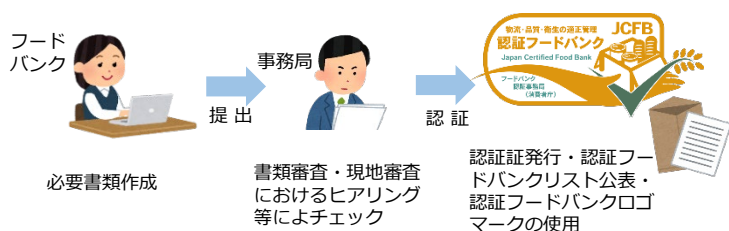
認証制度の具体的内容・手続

審査基準を遵守しているかの回答を証ひょうとともにフードバンク認証事務局に提出。内容・関係書類等の確認の上、ガイドラインに準拠する活動を行っているものを認証。

認証制度の前提となるOPリスト掲載

農林水産省の掲載規程に定める手続に則り、申請を行ったフードバンクをOPリストに掲載。

<認証作業イメージ>



<審査基準の主な項目>

1. 入庫時の確認事項
 - ① 食品情報（保存方法、期限表示、アレルギー等）把握と記録
 - ② 受け取った食品の状態の確認
2. 保管時の確認事項
 - ① 施設設備の衛生管理
 - ② 食品の品質及び衛生管理（食品の保管、取扱い等）
3. 提供時の確認事項
 - ① 提供食品の状態の確認
 - ② 提供食品の情報の伝達・管理
4. 体制・ガバナンスに関する確認事項
 - ① 提供食品の転売等の禁止、提供食品の提供先及び譲渡先との合意等
 - ② 提供食品による事故に備えた保険加入
 - ③ 提供食品に係る事故発生時における対応

15. 食品寄附の取組①フードバンク情報交換会について

- 食品アクセスの確保や食品ロスの削減に向けて、「フードバンク活動」の周知・促進、フードバンクと食品関連事業者等との交流を目的とした情報交換会を開催。
- 情報交換会の中ではフードバンク活動団体の取組状況や、フードバンクに食品提供する事業者の取組事例等を紹介。また、活動を推進していくための課題や改善策について意見交換を行っている。

●開催実績

年度	開催場所
H28年度	札幌、仙台、東京、金沢、名古屋、大阪、広島、福岡
H29年度	仙台、東京（2回開催）、名古屋、大阪、岡山、福岡
H30年度	札幌、仙台、埼玉、金沢、名古屋、大阪、岡山、高松、熊本、那覇
R元年度	仙台、埼玉、新潟、名古屋、京都、岡山、石垣
R2年度	富山（2回開催）、名古屋、岡山、福岡
R3年度	東京、北陸、大阪、中国四国、熊本、沖縄
R4年度	神奈川、愛知、大阪、中国地区（4回開催）、四国地区（4回開催）、熊本、沖縄
R5年度	北海道、宮城、埼玉、岐阜、三重、大阪、奈良、福岡、熊本、沖縄
R6年度	北海道、仙台、山形、東京、新潟、愛知、大阪、福岡（2回開催）、熊本、沖縄
R7年度	札幌、秋田（2回開催）、栃木、埼玉（2回開催）、石川、富山、愛知、奈良、大阪、鳥取、岡山（2回開催）、徳島（2回開催）、福岡（2回開催）、熊本、沖縄

●情報交換会参加者

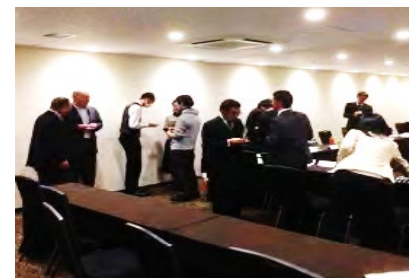
食品関連事業者、フードバンク活動団体、社会福祉協議会、地方公共団体、地方農政局等

●開催内容事例

- ・ 情報提供 ～農政局等・地方公共団体より～
- ・ 事例紹介 ～食品関連事業者より～
- ・ 活動紹介 ～フードバンク活動団体より～
- ・ 意見交換
- ・ 交流・名刺交換等



情報交換会の様子



名刺交換の様子

15. 食品寄附の取組②フードバンクへの食品提供・寄附にかかる税制上の取扱いについて

食品提供にかかる税制上の取扱い

- フードバンクへの食品の提供が、企業等の商品廃棄として行われるものであれば、その提供に要する費用を、提供時の損金の額に算入可能。
- 広告宣伝のために食品を提供する場合には、その提供に要する費用は広告宣伝費として損金の額に算入可能。
- 提供に要する費用とは「提供した食品の帳簿額」を指し、食品の引取費用（配送費等）を企業が負担している場合は、これらの費用も含む。

※企業の社内ルール等に基づいた商品廃棄処理の一環で行われる取引であること。

※企業とフードバンクとの合意書に、提供した食品の転売等の禁止や、その食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果報告のルールを定めており、提供した食品が目的外に使用されないことが担保されていること。

※企業が提供した食品の内容や提供量が分かる受取書等をフードバンクから受領する必要がある。

寄附にかかる税制上の取扱い

- 法人がフードバンクに支出した寄附金については、一般の寄附金として一定の限度額までが損金に算入可能。
- 認定NPO法人等などの特定のフードバンクに対する寄附金については、一般の寄附金とは別枠で損金算入限度額が設定される税制上の優遇措置あり。

出典：フードバンクへの食品提供・寄附に係る税制上の取扱いについて（農林水産省ウェブページ）
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html



15. 食品寄附の取組③国の災害用備蓄食品ポータルサイトについて

- 国の災害用備蓄食品のフードバンク等への提供について、農林水産省でポータルサイトを設け、各府省庁等の情報を取りまとめて公表。
- ポータルサイトでは、各府省庁等が無償提供する災害用備蓄食品について、①提供情報（フードバンク等への引渡時期、品目、商品名、提供可能個数、申込期間等）、②提供結果（提供先等）の情報を提供。

ポータルサイトの内容



提供先	災害用備蓄食品提供府省庁名	品目	提供個数	引渡期間	各府省庁の掲載情報ページへのリンク
〇〇〇〇	〇〇〇〇	アルファ化米	60	2024年4月1日	https://www.〇〇〇〇.html
〇〇〇〇	〇〇〇〇	アルファ化米	60	2024年4月2日	https://www.〇〇〇〇.html
〇〇〇〇	〇〇〇〇	アルファ化米	333	2024年4月2日	https://www.〇〇〇〇.html

・ 提供情報の掲載（各府省庁等からの提供情報をエクセルファイルに取りまとめ掲載）

品目、商品名、内容量、賞味期限、販売者・製造者、1箱当たりの大きさ（縦×横×高さ）、1箱当たりの個数、1箱当たりの重量、提供可能個数、提供可能箱数、引渡時期、引渡方法、引渡場所、申込期間、申込方法、問い合わせ先、配分方法のルール、ウェブページへのリンク

・ 提供結果の掲載

募集を終了した案件については、提供結果（フードバンク名等）を掲載

掲載先URL：
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/access/saigaiportal.html>



16. 食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ

- 農林水産省の予算のほか、他省庁の関連予算を取りまとめ、食品アクセスの確保に資する関係省庁の支援策を取りまとめたパッケージを作成・公表。

経済的アクセス関係支援策

食料提供に資する体制づくり

- 円滑な食料提供に向けた地域の体制づくり ※買物困難者対策としても活用可
地域の関係者が連携して地域の課題に応じた取組を進める体制づくりを推進
- 食料支援等の取組を通じたつながりづくり
孤独・孤立の予防等の観点から食料支援等を通じたつながりづくりを推進
- 食品の寄附等を促進するための仕組みづくり
食品寄附の促進の観点から、「食品寄附ガイドライン」の活用促進や
フードバンク認証制度の周知広報、認証取得に向けた体制整備を支援 など

フードバンク、こども食堂等による食料提供活動への支援

- 地方公共団体による食料提供に向けた取組への支援
自立相談支援機関によるフードバンク等と連携した食料提供等を支援
- フードバンクによる未利用食品の提供活動への支援
食品アクセスの確保の観点から、多様な食料の提供に向けたフードバンク
の立上げ・機能強化を支援 食品ロス削減の推進の観点から、地方公共
団体によるフードバンクに対する取組を支援 など
- こども食堂、こども宅食等による食事の提供活動への支援
食品アクセスの確保の観点から、多様な食料の提供に向けたこども食堂等
の立上げを支援 低所得世帯等のこどもへの食事の提供等の取組を支援
生活困窮者等支援のため、民間団体による食料提供活動等へ助成 など

フードバンク、こども食堂等への食料提供

- 政府備蓄米のこども食堂等やフードバンクへの無償交付
- 国の災害用備蓄食品のフードバンク等への提供

物理的アクセス(買物困難者対策)関係支援策

移動販売等の拠点となる施設の整備

- 地方公共団体の行う拠点施設の整備支援
買物困難者に対する移動販売等により、地方創生に資する地域の交流
拠点施設の整備を支援

店舗への交通手段の確保

- 生活交通の確保・維持
過疎地域や中山間地域の交通、福祉等の集落機能等の維持を支援
持続可能な地域公共交通の実現に向けた多様な関係者の連携・協働に
よる取組を支援 など

移動販売等で店舗を届ける

- 移動販売車の導入に向けた支援
ラストワンマイル配送の実現に向けた移動販売等の実装・導入を支援
- 過疎地域等の取組支援
過疎地域等において取り組む移動販売等の取組を支援 など

商品を届ける

- ラストワンマイル配送の効率化に向けた支援
ラストワンマイル配送の効率化に向けた地域の受取拠点の整備を支援 など
- デジタル技術を駆使した配送支援
ドローン配送の実証実験等を支援 など

食品アクセスの状況や対策事例等の発信

- 食品アクセス(買物困難者等)問題ポータルサイト等での情報提供
- 「デジ活」中山間地域への支援や買物困難者支援策をHPで紹介

※経済的アクセスについても同様

17. 「食の環 (わ)」プロジェクトに向けた施策の全体像

○ 特に、未利用食品の活用促進という観点から、食品ロスの削減及び食品アクセスの確保に資する関係省庁の施策を一覧に取りまとめ、発信。

食品ロス削減施策	(食品の) 経済的アクセス関係支援策	(食品の) 物理的アクセス(買物困難者対策) 関係支援策
食品廃棄物の排出削減の促進に向けた取組 ○事業系の取組(排出抑制取組の公表・商慣習見直し等) ○家庭系の取組(発生要因分析・国民運動等) ○その他(経済損失算出、学校における栄養教諭等による指導の充実、ICT活用等)	食料提供に向けた体制づくり ○円滑な食料提供に向けた地域の体制づくり ・地方自治体を中心として地域の関係者が連携し、フードバンクやこども食堂等への円滑な食料提供に取り組む協議会の設置等を支援	
未利用食品等の提供(食品寄附)の促進に向けた措置 ○食品の期限表示の在り方 ・食品期限表示の実態調査やガイドラインの見直し等を検討 ○食品提供を促進するための措置の具体化 ・食品寄附関係者が加入しやすい保険を官民で検討	食料提供に資する体制づくり ○食料支援等の取組を通じたつながりづくり ・孤独・孤立の予防等の観点から食料支援等を通じたつながりづくりを推進	移動販売等の拠点となる施設の整備 ○地方公共団体の行う拠点施設の整備支援 ・拠点施設を核とした、買物困難者に対する移動販売等を支援
※両項目に共通する食品寄附促進施策は下に記載		
フードバンク・こども食堂等を介した未利用食品等の提供(食品寄附)への支援 地方自治体を中心として地域の関係者が連携し、フードバンクやこども食堂等への円滑な食料提供に取り組む協議会の設置等を支援(農林水産省を中心に、消費者庁、厚生労働省、こども家庭庁、地方創生推進事務局等の関係府省庁が連携して地方自治体へ働きかけ) 食品の寄附等を促進するための仕組みづくり ・一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者を特定するためのガイドライン(食品寄附ガイドライン)を官民により作成し、普及 ・データ連携・統合などによる食品寄附促進のモデルケースを構築 フードバンク・こども食堂等の活動支援 ・食品ロス削減の推進の観点から、地方自治体におけるフードバンク活動を支援 ・食品ロス削減の推進の観点から、フードバンクに対して未利用食品の受入れを拡大する取組等を支援 ・食品アクセスの確保の観点から、経済的困窮者への食料提供の充実にに向けたフードバンク・こども食堂等の新設・取組拡大を支援 など 福祉との連携・協働 ・自立相談支援機関によるフードバンク等と連携した食料提供等を支援 ・ひとり親家庭等のこども支援のため、こども宅食等による食事の提供等を支援 など		
外食(食べ残し持ち帰りの促進) ○食べ残しの持ち帰り促進 ・民営・食品衛生上の食べ残し持ち帰りガイドラインの策定	フードバンク・こども食堂等への食料提供 ○政府備蓄米のこども食堂やこども宅食への無償交付 ○国の災害用備蓄食品のフードバンク等への提供	店舗への交通手段の確保 ○生活交通の確保・維持 ・持続可能な地域公共交通の実現に向けた多様な関係者の連携・協働による取組を支援 ・農林水産業を軸として、交通、福祉等の集落機能等の維持を支援 移動販売等で店舗を届ける ○移動販売車の導入に向けた支援 ・ラストワンマイル配送の実現に向けた移動販売等の実証・導入を支援 ○地域等の連携支援 ・買物困難地域において取り組む移動販売等の取組を支援 ・過疎地域等において取り組む移動販売等の取組を支援 商品を届ける ○ラストワンマイル配送の効率化に向けた支援 ・過疎地域のラストワンマイル配送の効率化の運行経費を支援 など ○デジタル技術を駆使した配送支援 ・地方公共団体の行方ドローン配送のサービス実装を支援 ・自動配送ロボットによるサービスモデルを支援 など 食品アクセスの状況や対策事例等 ○食品アクセスポータルサイト等での情報提供 ○「デジ活」中山間地域支援やドローン物流の社会実装推進

「食の環 (わ)」プロジェクトの詳細は下記のリンクからご参照ください。

<https://www.no-foodloss.caa.go.jp/shokunowa/> (「食の環(わ)」プロジェクトの特設ページ)

参考資料

(参考①) 国際的な食料安全保障 (Food Security) の概念

- 1996年11月にローマで開催されたFAO食料サミットは、世界規模で食料問題について論議された初めての会議。
- 「すべての人の食料安全保障を達成し、2015年までに現在の栄養不足人口を半減することを目標」として、「世界食料安全保障のためのローマ宣言」が取りまとめ。
- その中の、「世界食料サミット行動計画」の中で、下記の食料安全保障の定義を提起。

【国連食糧農業機関 (FAO) の定義】

食料安全保障は、**全ての人**が、**いかなる時**にも、活動的で健康的な生活に必要な食生活上の**ニーズ**と**嗜好**を満たすために、**十分で安全かつ栄養ある食料を、物理的にも社会的にも経済的にも入手可能**であるときに達成される。

“Food security exists when all people, at all times, have physical, social and economic access to sufficient, safe and nutritious food which meets their dietary needs and food preferences for an active and healthy life.”
This widely accepted definition points to the following dimensions of food security:

【食料安全保障の4つの要素】

Food Availability (供給面)

：適切な品質の食料が十分に供給されているか

The availability of sufficient quantities of food of appropriate quality, supplied through domestic production or imports (including food aid)

Utilization (利用面)

：安全で栄養価の高い食料を摂取できるか

Utilization of food through adequate diet, clean water, sanitation and health care to reach a state of nutritional well-being where all physiological needs are met. This brings out the importance of non-food inputs in food security.

Food Access (アクセス面)

：栄養ある食料を入手するための合法的、政治的、経済的、社会的な権利を持ちうるか

Access by individuals to adequate resources (entitlements) for acquiring appropriate foods for a nutritious diet. Entitlements are defined as the set of all commodity bundles over which a person can establish command given the legal, political, economic and social arrangements of the community in which they live (including traditional rights such as access to common resources).

Stability (安定面)

：いつ何時でも適切な食料を入手できる安定性があるか

To be food secure, a population, household or individual must have access to adequate food at all times. They should not risk losing access to food as a consequence of sudden shocks (e.g. an economic or climatic crisis) or cyclical events (e.g. seasonal food insecurity). The concept of stability can therefore refer to both the availability and access dimensions of food security.

（参考②） 円滑な食品アクセスの確保に関する食料・農業・農村基本法及び基本計画の規定並びに決議①

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）（抄）

（食料の円滑な入手の確保）

第十九条 国は、地方公共団体、食品産業の事業者その他の関係者と連携し、地理的な制約、経済的な状況その他の要因にかかわらず**食料の円滑な入手が可能となるよう、食料の輸送手段の確保の促進、食料の寄附が円滑に行われるための環境整備**その他必要な施策を講ずるものとする。

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 （令和6年4月18日衆議院農林水産委員会）（抄）

五 国民一人一人が食料を入手できる状態を実現するためには、食料の提供を受けてそれを必要とする者に供与する活動等が重要な役割を果たすことから、関係省庁等が一体となってその支援に必要な施策を講ずること。（略）

(参考③) 円滑な食品アクセスの確保に関する食料・農業・農村基本法及び基本計画の規定並びに決議②

食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）（抄）

Ⅲ 国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム

1 食品アクセスの確保

（1）平時における食品アクセスの確保

① 物理的アクセスの確保

（略）買物困難者への多様な食料提供に向けて、全国的な取組状況を鑑みつつ、**市町村等を中心に、食品事業者、物流事業者、NPO等の関係者が連携して、地域の課題を整理し、対策を立案、実施するための体制づくりを推進する。**

また、買物困難者に関する課題が明らかになった地域において、それぞれの課題に応じ、**移動販売車の導入、宅配の実施等によるラストワンマイル物流の確保、買物支援バスの運行等による交通手段の確保、民間企業による地域までの物流輸送と地域の NPO 等による地域内の個宅への配送を連携して行う食品アクセスの確保等を促進する。**

② 経済的アクセスの確保

（略）経済的理由により十分な食料を入手できない者への多様な食料提供に向けて、**食品アクセスの全国的な取組状況等を把握しつつ、市町村等を中心に食品事業者、物流事業者、NPO 等の関係者が連携して地域の課題に応じた取組を進める体制づくりを推進する。**

また、経済的理由により十分な食料を入手できない者への食料提供の質・量の充実に向け、**食料の出し手・受け手のマッチングを促進するとともに、食品事業者による食品寄附の取組内容の見える化や、フードバンク・こども食堂・こども宅食等の食料受入・提供機能の強化など、食料の出し手・受け手双方の取組拡大を促進する。**その際、**食品寄附等に関する官民協議会において策定された「食品寄附ガイドライン」の普及啓発を図るとともに、一定の管理責任を果たすことができるフードバンク等を同ガイドラインに基づき認定するなどにより特定するための仕組みを構築し、その運用を推進する。**

③ 関係省庁と連携した対策の推進（物理的アクセス・経済的アクセス）

（略）**食品アクセスの確保に関する取組が十分とはいえない地域を中心に、関係省庁が連携した対策の推進に向けて、食品アクセスの全国的な取組状況等を把握するとともに、施策の実施に当たっては、関係省庁の支援策を取りまとめた「食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ」や、食品ロス削減・食品寄附促進施策との一体的な推進に向けた「食の環（わ）プロジェクト」の下、農林水産省及び関係省庁が一体となって取組を推進する。**

（参考④）円滑な食品アクセスの確保に関する食料・農業・農村基本法及び基本計画の規定並びに決議③

「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）（抄）

第2章 「強い日本経済実現」に向けた具体的施策

2 食料安全保障の確立

（1）農林水産業の構造転換

円滑な食品アクセスを確保するため、**地域の連携体制の支援**や**フードバンク**や**こども食堂**による食品提供の機能強化等の支援を行う。

経済財政運営と改革の基本方針2026（令和8年7月21日閣議決定）（抄）

第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

1. 「強い経済」の実現

（3）強い地域経済の構築

さらに、土地改良の推進、米、野菜等の食料の合理的な価格形成、食文化産業の振興、**食品アクセスの確保**、食育の推進、家畜疾病対策、気候変動適応策や肥料の安定供給対策等のみどりの食料システム戦略の加速化、種子・種苗生産対策、鳥獣被害対策、都市農業振興に取り組む。農山漁村と地域企業等との共創の促進や里業、森業、海業の振興により関係人口の創出を図る。

○ 食品アクセス確保対策事業

令和9年度予算概算要求額 625百万円（前年度 15百万円）

<対策のポイント>

円滑な食品アクセスの確保に向けて、フードバンクの安定的・持続的な体制の構築や、出し手と受け手をつなぐコーディネーターの配置等を実施するとともに、地方公共団体や食品事業者、フードバンク、こども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援します。

<事業目標>

- フードバンク活動を行う団体の食品取扱量の増加（28,000t〔令和12年度まで〕）
- 経済的な食品アクセスの確保に取り組む市町村割合の増加（80%〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 大規模又は広域的な取組を行うフードバンクの機能強化

- ① 食品事業者等からの寄附を安定的・持続的に受けることができるフードバンクの構築
未利用食品の受け手となるフードバンクが食品事業者等から大口寄附を受けられる安定的・持続的な体制構築のために必要な経費を支援します。
- ② 食品事業者等とフードバンクとのつながりの構築等
食品事業者等とフードバンクとのつながりの構築を促進するとともに、食品事業者等からの食品受入れを円滑化するための、食品の衛生管理やファンドレイジング等に係る専門家の派遣による人材育成を支援します。

2. 円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の連携体制の整備

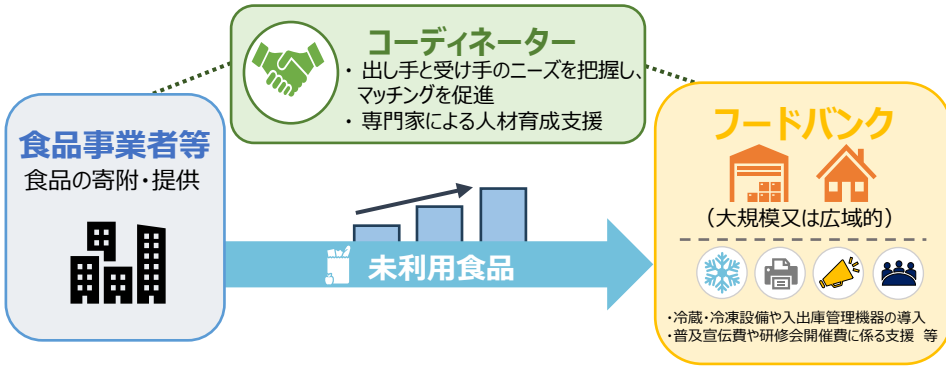
円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりを支援します。

協議会の設置、調整役（コーディネーター）の配置、現状・課題の調査、計画の策定、フードバンク、こども食堂等の支援

<事業イメージ>

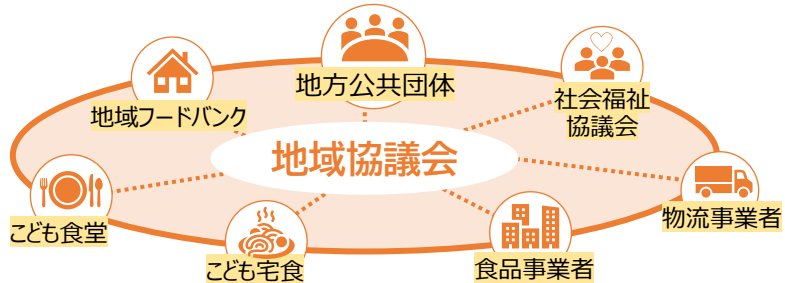
フードバンク支援 [1について]

<フードバンクが食品事業者等から大口寄附を受けられる体制の構築を支援>
<食品の出し手と受け手のつながりの構築を支援>

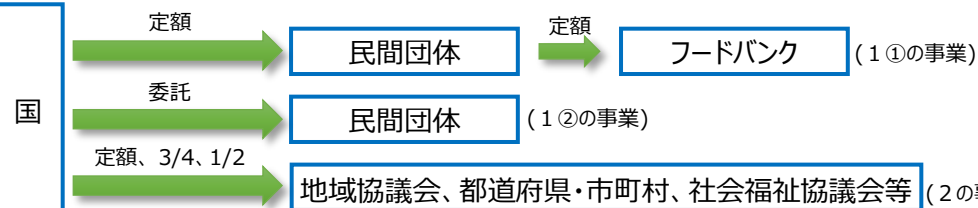


地域の体制づくり支援 [2について]

<地域の関係者が連携して取り組む体制づくりを支援>



<事業の流れ>



消費・安全局消費者行政・食育課 (03-3502-5723)

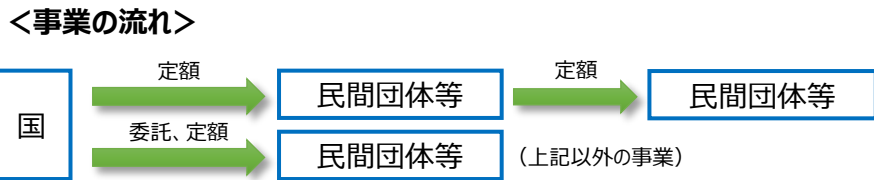
＜対策のポイント＞
循環型社会の実現を目指し、事業系食品ロス60%削減目標、リサイクル等実施率目標（小売65%・外食50%）の達成に向け、食品事業者をはじめ意欲ある様々な主体の知見・技術・ノウハウを活用し、食品ロス削減に資する取組や、食品リサイクルの効率化・ブランド化等の取組を推進します。また、食品企業の食品ロス削減等の取組を評価・開示する仕組みを構築します。

- ＜事業目標＞
- 2000年度比で事業系食品ロス量を60%削減（231万トン[令和5年度実績]→219万トン [令和12年度まで]）
 - 食品リサイクル等実施率を向上（食品小売業63%[令和5年度実績]→65%、外食産業34%[令和5年度実績]→50% [令和11年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 食品ロス削減等推進事業 351百万円（前年度 16百万円）
- ① 食品ロス削減等モデル支援
食品ロス削減等に資する、以下の取組の実証や横展開等を支援します。
- ・ 地域の関係者が連携した食品リサイクルの効率化・ブランド化、未利用資源を活用した新たな価値の創出等に係る取組
 - ・ 食品企業が物流事業者等と連携して食品寄附をワンストップで行う取組
 - ・ 食品ロス削減に資するDX等の新たな技術の活用取組
- ② 食品ロス削減展開支援
食品ロス削減に向けた商慣習の見直し等の取組や、優良事例について地方・中小企業を含めた業界全体に展開を図る活動を支援します。

2. 食品ロス削減調査等委託事業 55百万円（前年度 27百万円）
- 企業による食品ロス削減等の取組の評価・開示の仕組みの令和10年度運用開始に向け、その活用促進に向けた普及啓発や、食品関連事業者の取組を支援するサポート体制の構築等を実施します。また、食品ロス実態把握等のため食品関連事業者のデータベースを整備するための調査等を実施します。



＜事業イメージ＞

食品ロス削減等モデル支援

＜食品寄附をワンストップで行う取組＞

＜食品リサイクルの効率化・ブランド化＞

＜AI需要予測によるサプライチェーン全体でのデータ活用＞

＜未利用資源の活用＞

DX
外部環境データ
(気象、人流、曜日、季節、イベント等)

食品企業からの未利用食品

需給の相談・マッチング
(種類、数量、搬入先等)

物流拠点

中核的フードバンク等

農産物等

肥料等

食品循環資源

再生利用事業者

消費者の理解

新たな価値創出

評価・開示の仕組みの構築に向けた取組

- 評価の仕組み
食品ロス削減・食品リサイクルの取組状況に応じてクラス分け
- 開示の仕組み
食品ロス削減・食品リサイクルの取組状況を統一のフォーマットで公表
- サポート体制の構築（食品関連事業者の取組を支援するサポーターの確保・派遣）
- 食品企業や金融機関等に対する制度の普及啓発 等

食品企業の食品ロス削減や食品リサイクル等の取組を見える化

物流革新に向けた取組の推進のうち 持続可能な食品等流通総合対策事業

令和9年度予算概算要求額 2,405百万円（前年度 420百万円）

<対策のポイント>

我が国の物流における輸送力不足という構造的な課題に対し、物流効率化・取引適正化の制度整備を後押しとして対応を進めるとともに、国民一人一人の食料安全保障を確立するため、多様な関係者が一体となって取り組む①標準仕様パレットの導入、デジタル化・データ連携及び広域連携に向けた標準システムの実装、ラストワンマイル配送の取組、デジタル化や自動化・省人化に必要な設備・機器等の導入等、②産地から港湾・空港までの最適な輸送ルート・体制の構築や地方港湾・空港を活用した新たな輸出物流の構築や、③中継共同物流拠点の整備を通じた流通の合理化等を支援します。

<事業目標>

流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（12.4% [令和5年度実績]→10% [令和12年度まで]）等

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 持続可能な食品等流通対策事業

1,411百万円（前年度 420百万円）

① 物流生産性向上・食品アクセス推進事業

標準仕様パレットの導入、デジタル化・データ連携及び広域連携に向けた標準システムの実装、モーダルシフト等の取組やAIロボティクス等物流の効率化に必要な設備・機器等の導入、ラストワンマイル配送等の取組を支援します。

② 輸出物流構築対策事業

最適な輸送ルート・体制の構築や地方港湾・空港を活用した効率的な輸出物流を構築する取組、デジタル化、AIロボティクス等に必要な設備・機器の導入等を支援します。また、関係事業者に対する指導・助言や優良事例の発信等を行います。

③ 推進事業

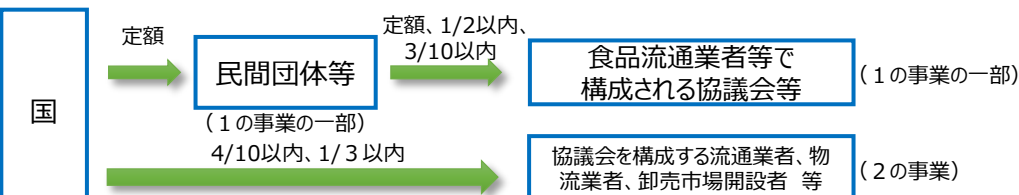
関係者による協議会の設置や事業実施に当たっての指導・助言を行うとともに、優良事例の発信を支援します。また、産地や業界等の課題の状況に応じて物流の専門家等を派遣する伴走支援等を行います。

2. 中継共同物流拠点施設整備事業

994百万円（前年度 - ）

中継輸送、モーダルシフト等に必要となる中継共同物流拠点の整備を支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

(1の事業)

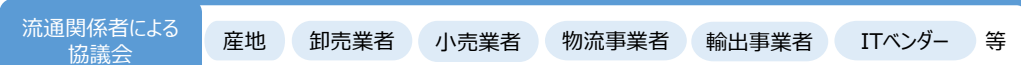
(2の事業)

大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室

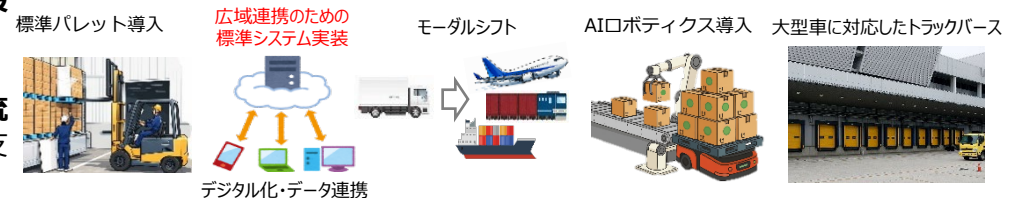
卸売市場室

(03-6744-2389)

(03-6744-2059)



<物流生産性向上に係る実装/設備・機器等導入>



<中継共同物流拠点の整備>

<輸出物流の構築/設備・機器導入>



新たな食品流通網の構築



○ 食品アクセス確保対策事業

令和8年度予算概算決定額 15百万円（前年度 124百万円）
〔令和7年度補正予算額 600百万円〕

<対策のポイント>

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・子ども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援を実施します。

<事業目標>

- 経済的な食品アクセスの確保に取り組む市町村割合の増加（80%〔令和12年度まで〕）
- フードバンク活動を行う団体の食品取扱量の増加（28,000t〔令和12年度まで〕）

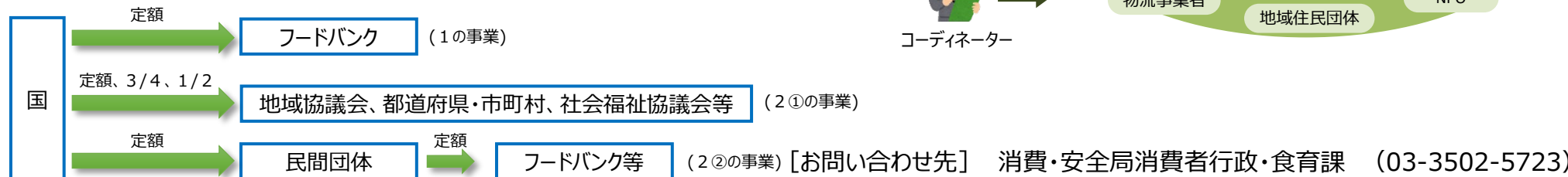
<事業の内容>

1. 食品アクセス確保対策事業 15（124）百万円
円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクによる食品提供の質・量の充実にに向けた機能の強化を図ります。

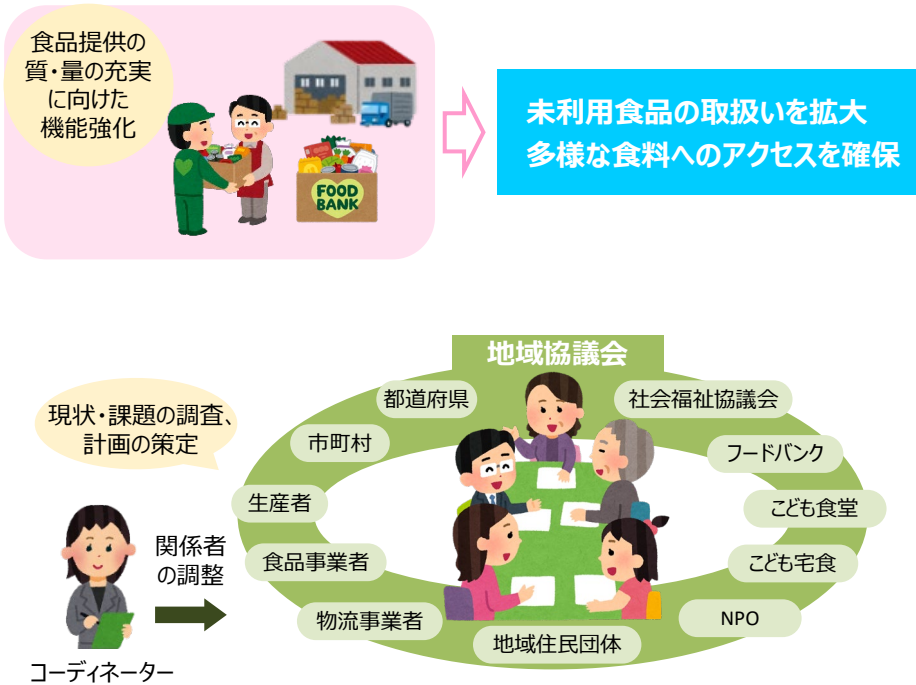
2. 食品アクセス確保緊急支援事業 【令和7年度補正予算額】600百万円

- ① 円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化支援
円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりを支援します。
- ア 地域の関係者が連携して組織する協議会の設置
 - イ 関係者間の調整役（コーディネーター）の配置
 - ウ 地域における食品アクセスの現状・課題の調査
 - エ 課題解決に向けた計画の策定
- ② フードバンク等による食品提供の質・量の充実にに向けた機能強化支援
地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクや子ども食堂等の立上げ・取組拡大を支援するとともに、それらの担い手が多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化を図ります。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



25-1 物流革新に向けた取組の推進のうち
持続可能な食品等流通総合対策事業

令和8年度予算概算決定額 420百万円（前年度 120百万円）
〔令和7年度補正予算額 1,967百万円〕

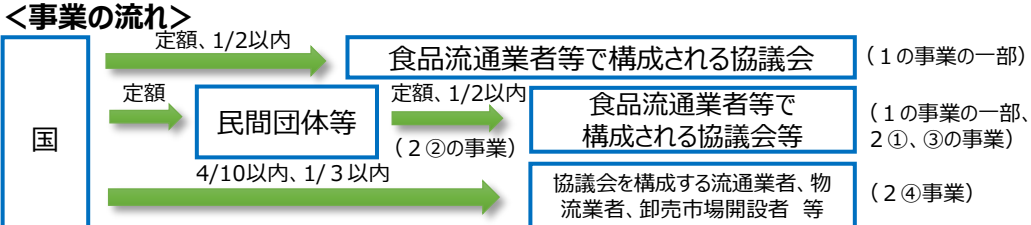
＜対策のポイント＞
我が国の物流における輸送力不足への対応や、農業・食品産業基盤等の食料供給能力の確保のため、①標準パレットの導入、デジタル化・データ連携、ラストワンマイル配送の取組、デジタル化や自動化・省人化に必要な設備・機器等の導入等、②中継共同物流拠点の整備を通じた流通の合理化や、③産地から港湾・空港までの最適な輸送ルート・体制の構築や地方港湾・空港を活用した新たな輸出物流の構築等を推進し、国民の食料安全保障を確保します。

＜事業目標＞
流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（12.4%〔令和5年度実績〕→10%〔令和12年度まで〕）等

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 持続可能な食品等流通対策事業 420百万円（前年度 120百万円）
標準パレットの導入、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組や、物流の効率化に必要な設備・機器等の導入を支援します。
2. 食品等物流合理化緊急対策事業 【令和7年度補正予算額】1,967百万円
- ① 物流生産性向上推進事業 973 百万円の内数
標準パレットの導入、デジタル化・データ連携、モーダルシフト等の取組や、物流の効率化に必要な設備・機器等の導入を支援します。
- ② 推進事業 973 百万円の内数
物流改善に取り組む者を対象に、産地等の課題に応じて物流の専門家等を派遣する伴走支援等を支援します。
- ③ 輸出物流構築事業 973 百万円の内数
地方港湾・空港を活用した新たな輸出物流を構築する取組、デジタル化、自動化・省人化に必要な設備・機器の導入等を支援します。
- ④ 中継共同物流拠点施設緊急整備事業 994百万円
中継輸送、モーダルシフト等に必要となる中継共同物流拠点の整備を支援します。



【お問い合わせ先】（1、2①～③の事業）大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室（03-6744-2389）
（2④の事業）卸売市場室（03-6744-2059）

○ 食品アクセス確保緊急支援事業

令和7年度補正予算額 600百万円

<対策のポイント>

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・こども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援を実施します。

<事業目標>

- 経済的な食品アクセスの確保に取り組む市町村割合の増加（80%〔令和12年度まで〕）
- フードバンク活動を行う団体の食品取扱量の増加（28,000t〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化支援

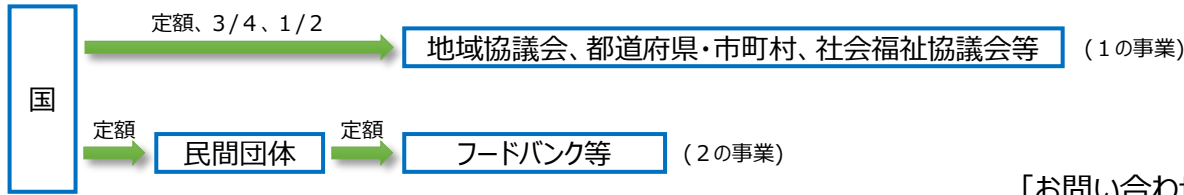
円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりを支援します。

- ① 地域の関係者が連携して組織する協議会の設置
- ② 関係者間の調整役（コーディネーター）の配置
- ③ 地域における食品アクセスの現状・課題の調査
- ④ 課題解決に向けた計画の策定

2. フードバンク等による食品提供の質・量の充実にに向けた機能強化支援

地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクやこども食堂等の立上げ・取組拡大を支援するとともに、それらの担い手が多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化を図ります。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

〔1について〕



〔2について〕



＜対策のポイント＞

循環型社会の実現を目指し、事業系食品ロスの削減に向けたフードサプライチェーン全体における課題解決や、食品企業における未利用食品の寄附促進につながる供給体制の構築、食品リサイクルの効率化等の取組を推進します。

＜事業目標＞

- 2000年度比で事業系食品ロス量を60%削減（231万トン[令和5年度実績]→219万トン [令和12年度まで]）
- 食品リサイクル等実施率を向上（食品小売業63%[令和5年度実績]→65%、外食産業34%[令和5年度実績]→50% [令和11年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 外食事業者等と連携した食品リサイクルの効率化等モデル支援

食品ロス削減・食品リサイクル推進が進んでいない外食事業者等地域の関係者が連携した食品リサイクルの効率化・ブランド化、地域の未利用資源の活用に係る取組の実証や横展開等を支援します。

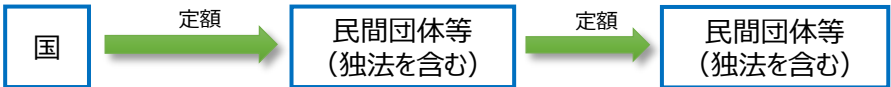
2. 未利用食品の供給体制構築緊急支援

食品企業による未利用食品の寄附促進につながるよう、提供可能な食品やそのニーズに係る情報を共有・コーディネートし、食品企業が物流事業者等と連携して食品の提供をワンストップで行うことが可能となる体制の検討・実証を支援します。

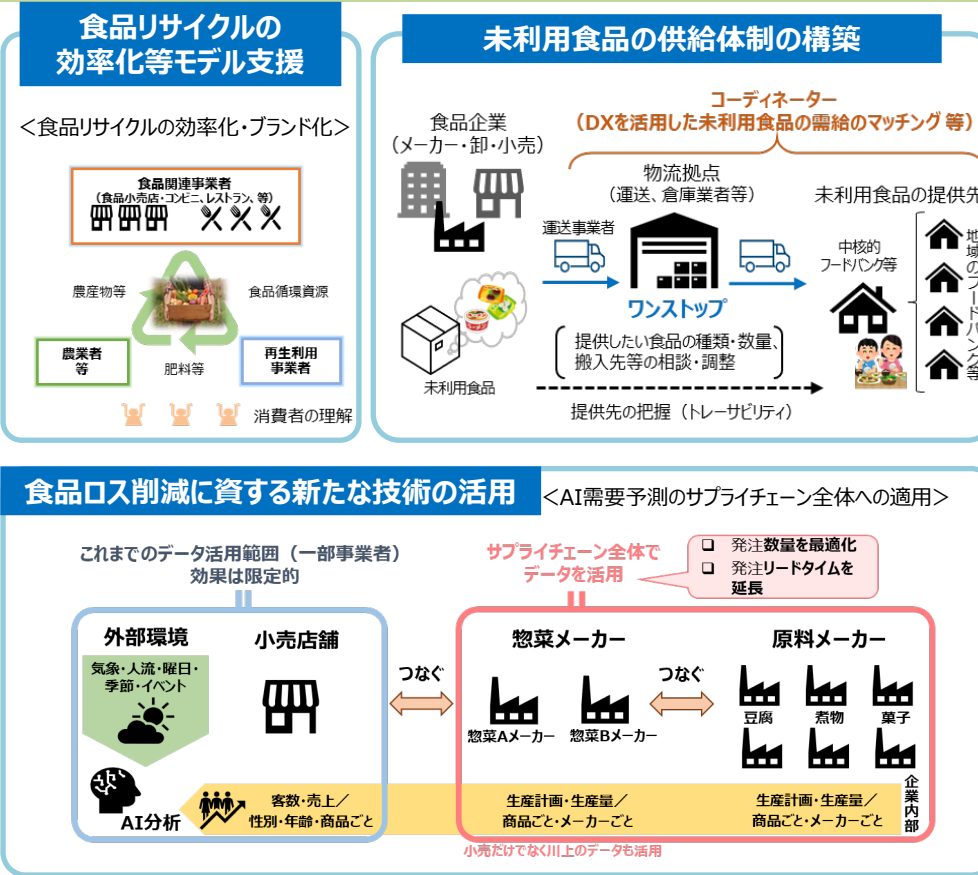
3. 食品ロス削減緊急対策モデル支援

食品業界におけるDXの推進をはじめ、サプライチェーン全体におけるAI需要予測等の精度向上に向けた実証を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



政府備蓄米の無償交付(こども食堂・こども宅食、フードバンクへの支援)

背景・目的

○学校給食におけるごはん食の拡大を支援するための政府備蓄米の無償交付制度の枠組みの下、こども食堂・こども宅食、フードバンクにおいて食育の一環としてごはん食の推進を支援。

こども食堂・こども宅食(事業内容等)

〔こども食堂・こども宅食〕

(支援対象) ごはん食の提供又は食材としてお米を提供・配付する団体・運営者の取組

(支援要件) 食事の提供やお米を配付する際などに、ごはん食の魅力を伝えるなどの食育の取組を行うこと

(支援上限) 団体ごとに一申請当たり600kg(年度内に合計5回の申請が可能)

(申請先)

(株) アイヴィジット (委託機関)

フードバンク(事業内容等)

〔フードバンク〕

(支援対象) 食育活動を支援するフードバンク

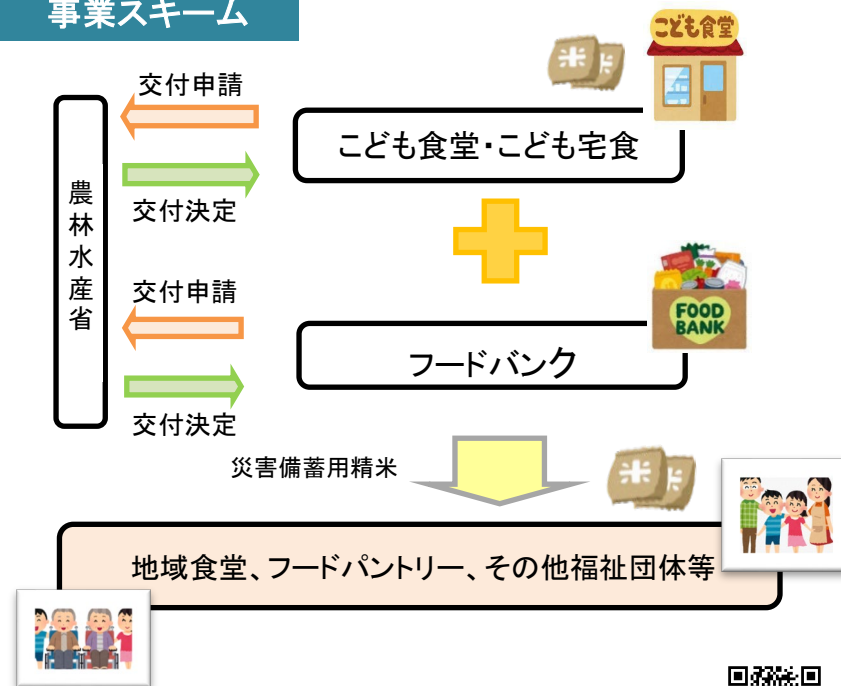
(支援要件) ①法人格を有していること、②団体として1年以上の活動実績があること、③「食品寄附ガイドライン」に基づく食品の取扱いを行っていること、④地方公共団体と連携した取組を行っていることなど

(支援上限) 申請団体ごとに、当該団体における前年度の食品取扱実績の1/5以内(50トンを上限)

(申請先)

(株) アイヴィジット (委託機関)

事業スキーム



お問い合わせ先

申請様式等、詳しくはこちら ▶▶



担当先	連絡先	担当先	連絡先
農産局穀物課 米麦消費拡大推進室	03-3502-7950	東海農政局 生産振興課	052-223-4623
北海道農政事務所 業務管理課	011-330-8808	近畿農政局 生産振興課	075-414-9021
東北農政局 生産振興課	022-263-1111	中国四国農政局 生産振興課	086-224-9411
関東農政局 生産振興課	048-740-0403	九州農政局 生産振興課	096-300-6225
北陸農政局 生産振興課	076-232-4302	内閣府 沖縄総合事務局 生産振興課	098-866-1653

※上記以外の各都道府県(地域拠点)の連絡先は、農林水産省のホームページをご覧ください